

(趣旨)

第1条 この規程は、東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部における動物実験に関する規程第4条第2項の規定に基づき、東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議・調査事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、及びこれらの事項について必要に応じて学長に助言する。

- (1) 動物実験計画の審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 飼養保管施設及び実験室の設置又は変更に関すること。
- (4) 実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (5) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等についての教育訓練に関すること。
- (6) 動物実験等の実施状況等に係る自己点検・評価に関すること。
- (7) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する教員 2人
- (2) 実験動物に関し優れた識見を有する教員 1人
- (3) その他学長が必要と認めた教員 1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員会に、副委員長を置くことができる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委嘱)

第5条 委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第8条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(委員の審議制限)

第9条 委員は、自らが関わる第2条第1号及び第2号に掲げる案件の審議に加わることができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。